

2024年12月2日以降

保険証は発行されません

入社



扶養認定



氏名変更



保険証紛失



新しい保険証が必要なときは…



マイナ保険証をご利用ください



Q. 「資格情報のお知らせ」に記載されている内容を確認しました。これはどうしたらよいですか？

A. 印刷するなどして大切に保管してください。

(右下部分を切り取って、マイナンバーカードと一緒に携帯頂くと便利です。)

※「資格情報のお知らせ」は、カードリーダーがない医療機関を受診する場合や、不具合等でカードリーダーが使えない場合にお使いください。マイナンバーカードと一緒に医療機関に提示することで、保険診療を受けられます。

Q. 今持っている保険証でいつまで受診できますか？

A. 本年12月2日をもって、現在の保険証は廃止（新規発行終了。再交付もできません。）となりますが、経過措置として最大1年間（2025年12月1日まで）は、お持ちの保険証でも受診できます。

なお、マイナンバーカードを持っていない方、マイナ保険証の利用登録をしていない方へは、経過措置期間終了までに「資格確認書」を交付予定です。（本人からの申請不要）

Q. 「資格確認書」とは何ですか？

A. 現行の健康保険証と同等の内容が記載されたものです。受診時に保険証の代わりとして利用できます。

Q. マイナ保険証の利用登録をしました。手元にある保険証はどうしたらよいですか？

A. 保険証の廃止日から経過措置期間終了までに、資格の異動や喪失（転籍・退職・扶養削除など）があった場合は、保険証の返却が必要となります。経過措置期間終了までは保管してください。

Q. 資格情報のお知らせを紛失した場合、再交付はされますか？

A. 紛失やき損をした際は再交付しますので、再交付申請を事業主より届出してください。

なお、記載内容（氏名等）に変更があった場合も再交付対象となります。

※資格確認書を交付済みの場合は、資格確認書のみ再交付します。

Q. マイナ保険証のカードリーダーがない医療機関を受診する際、資格情報のお知らせを携帯しなくてもスマホのマイナポータルにアクセスして「健康保険情報」を提示すれば、保険証の代わりとして受診できますか？

A. マイナポータルの「私の情報」、もしくはマイナポータルからダウンロードした資格情報画面を、マイナ保険証とともに提示することで受診できます。また、前述の提示ができない場合は、被保険者資格申立書を記載することで受診できます。